

『就実大学大学院教育学研究科紀要 2016（第1号）』 抜刷

就実大学大学院教育学研究科 2016年3月31日 発行

就実大学心理教育相談室の開設と活動報告2015

－ 開設の経緯と組織、活動実績 －

Annual report 2015 : Activities of Shujitsu University Psychological Clinic

北川 歳昭 ・ 下山 真衣 ・ 山本 力 ・ 石原 みちる
山田 美穂 ・ 岩佐 和典

就実大学心理教育相談室の開設と活動報告2015

－ 開設の経緯と組織、活動実績 －

北川歳昭・下山真衣・山本力・石原みちる・山田美穂・岩佐和典

Annual report 2015 : Activities of Shujitsu University Psychological Clinic

Toshiaki KITAGAWA, Mae SHIMOYAMA, Tsutomu YAMAMOTO,
Michiru ISHIHARA, Miho YAMADA, Kazunori IWASA

抄 録

大学院臨床心理士養成課程及び地域貢献の基幹施設として就実大学心理教育相談室が開設された。同心理教育相談室は、長期的な視野の下に構想され、教育学部教育心理学科の心理系教員たちの努力による試験的な運用期間を経て、平成27年度の4月から院生の実習施設として本格的な運用が始まった。本報告では、Ⅰ. 心理教育相談室の開設までの経緯(文:北川歳昭)、Ⅱ. 平成24年度～平成27年度の相談実績と課題(文:下山真衣)に分けて、平成27年度の心理教育相談室の活動報告とする。なお稿末に、Ⅲ. 資料:就実大学心理教育相談室規程を添付する。

キーワード: 心理教育相談室, 臨床心理士養成, 地域貢献

Ⅰ. 心理教育相談室の開設までの経緯

本学人文科学部に、実践力とカウンセリングマインドを備えた教育者・保育者の養成を目指す初等教育学科が平成19年に設置されたが、学科コンセプトの中に将来の臨床心理士養成を見据えた構想がすでにあった。その構想作成には、岡部由文教授(当時、人文科学部長)の指揮の下、心理系教員であった原奈津子教授(当時、准教授。現初等教育学科長)と北川歳昭教授(人文科学部初等教育学科初代学科長、現教育学部長)が関わっていた。

「心理教育相談室」設置計画が具体化したのは、初等教育学科と教育心理学科からなる教育学部の設置(平成23年4月)の後であった。新設の教育心理学科が人文科学部初等教育学科から認定心理士課程を引き継ぎ、その教育目的を「心身の健康を支えケアする人材の育成」とし、心理相談事業(心理教育相談室の開設と運営)を学科の教育・研究・地域貢献の重点事業と位置づけていたためである(教育学部設置趣旨書)。教育心理学科の心理系関係教員で組織された心理部会(座長:北川歳昭教授、部会員:山田美穂講師、下山

真衣講師、岩佐和典講師）が中心になって企画した心理相談事業は、堤幸一教授（現教育心理学科長）の支援や村中由紀子教授（当時）の助言を受けながら、平成24年度に就実教育実践研究センターの相談事業や就実こども園（大学附属幼稚園・保育所）の子育て相談活動等とタイアップする形で開始された（図1）。

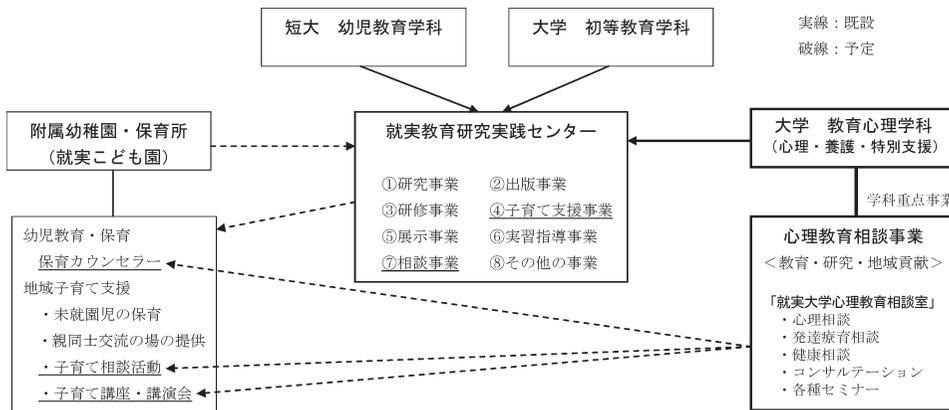


図1. 教育心理学科における心理教育相談事業の位置づけと教育実践研究センター及び就実こども園との関係

同時に心理部では、教育学部完成後（平成27年4月）に設置を予定していた大学院教育学研究科に臨床心理士養成課程を設けるため、その必須条件の心理教育相談室の開設に向けた3カ年の工程表（図2）を岩佐講師の起案により平成23年10月に策定した。工程表では、平成24年度は開設準備（施設・査定器具・備品の整備）、平成25年度は試験運用（相談業務の試験運用、組織化、関係機関との連携）、そして平成26年度は本格運用（相談業務の運用、施設・組織・規程の整備）とした。

24年度	25年度	26年度	業務内容の構想
開設準備 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備 査定器具の整備 広報活動 	試験運用 <ul style="list-style-type: none"> 組織化 相談業務試験運用 地域向けセミナーの開催 関係機関との連携 	本格運用 <ul style="list-style-type: none"> 相談業務 コンサル セミナー 教育研究活動 出版活動 設備/体制の充実 	相談業務 <ul style="list-style-type: none"> 心理相談（成人、児童、幼児） 療育相談 健康相談 コンサルテーション <ul style="list-style-type: none"> 保護者向け 教育者向け 保育者向け 各種セミナーの開催 集団対象の援助活動

図2. 「就実大学心理教育相談室（仮称）」開設までの3カ年計画（工程表）

相談室関係の施設については、当初、人文科学部初等教育学科の専門施設としてすでに

建築されていたE館（平成19年9月竣工）の1・2階に設置されていた事務室、会議室、ミニ図書室、模擬保育室、プレイルーム、相談室、面接実習室、心理実験室等を一部改修・用途変更して利用する計画であった。ただE館は一般教室が混在しているため学生の出入りが多く、静穏性と独立性が求められる心理相談室として望ましい施設環境とは言いがたいと判断されていた。したがって、当時、耐震基準を満たさないA館の建て替え計画に相談室関係施設を盛り込むよう学園当局に依頼することとして、当面は暫定的にE館の施設を利用することになっていた。

ところが、平成24年度末にE館を新設の就実小学校が仮校舎として使用するとので学園理事会の決定がなされたことから、急きょ、当時旧学生食堂で用途未定スペースであったD館1階と一般教室であった同2階を改修し、そこにE館の相談室関係施設を移設することになった。D館が他の建物から独立していて学生の往来も少ないことや、相談室関係施設の設計に臨床経験の豊富な心理系教員（山田講師、下山講師、岩佐講師）が積極的にかかわったこともあって、結果的にD館は、E館よりも静穏性と独立性が保たれ、正門からのアプローチも短く利便性も高いという、心理臨床施設としての条件を満たす、より望ましい施設となった（図3）。

平成26年4月に「就実大学心理教育相談室規程」が制定（教授会・理事会承認）され、同年8月にD館の相談室関係施設が完成し、9月には事務員（非常勤）が採用され、12月には非常勤相談員2名が加わって、試験的相談業務を行いながら本格的運営開始に向けた準備が進められた。

平成27年4月、山本 力教授と石原みちる教授が着任し、新設成った大学院教育学研究科教育学専攻の教育臨床心理学コースに5名の学生が入学して臨床心理士養成教育が始まるとともに、就実大学心理教育相談室（室長：山本力教授）が正式に運営開始された。

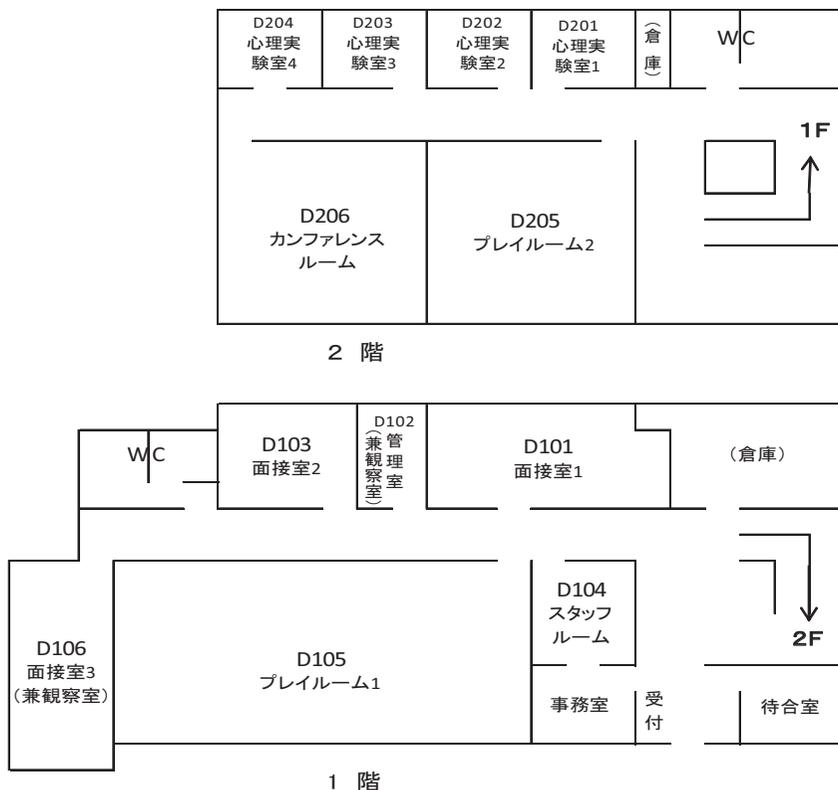


図3 就実大学心理教育相談室の見取り図

II. 平成24年度～平成27年度の相談実績と課題

就実大学心理教育相談室は、本学大学院教育学研究科教育臨床コースが設置されることを見通し、また地域貢献の一環として平成24年度から約4年間相談活動を継続してきた。平成25年度～平成26年度には大学構内に新たに心理教育相談室を整備し直し、事務職員、非常勤相談員を配置したことにより、心理相談の専門機関として本格的な運営と相談活動が可能となった。

本項では、はじめに就実大学心理教育相談室の組織について説明し、次に相談実績を報告する。最後に心理教育相談室の今後課題について検討する。

1. 就実大学心理教育相談室の組織

就実大学心理教育相談室（以下、心理教育相談室）は、平成26年度から有料の相談室として運営が始まった。相談室の組織は、室長、相談員、非常勤相談員、研修相談員、アドバイザーから構成されている（図4）。室長、相談員は臨床心理士の資格を持つ本学教員

であり、研修相談員は本大学院教育学研究科教育臨床コースの大学院生である。研修相談員は、室長と相談員の教員からスーパーバイズを受けながら、相談に当たっている。さらに、研修相談員は相談員のケースに陪席し、心理臨床に関する研鑽を積んでいる。アドバイザーは、心理学以外の専門性（養護教育・学校保健・障害児教育・特別支援教育）を有する本学教育学部教育心理学科の教員が担当しており、心理教育相談に関連した分野の教員から助言が得られるシステムとなっている。

2. 心理教育相談室の相談実績

本学心理教育相談室は、平成24年度から試験的運用を進め、無料ではあるが、相談を受け始めた。有料相談となったのは、平成26年度中途からである。平成24年度～平成27年度12月までの相談実績について、表1にまとめた。

平成24年度は受理ケース9件（継続ケース6件、終結ケース3件）で延べ面接回数は67回、平成25年度は受理ケース9件（継続ケース8件、終結ケース7件）で延べ面接回数93回、平成26年度は受理ケース7件（継続ケース14件、終結ケース7件）で延べ面接回数57回であった。平成27年度は受理ケース7件（継続ケース14件）で延べ面接回数は86回だった。

平成27年度からは相談主訴によってケースを分類した。主訴による分類は、(1)不登校・学校忌避、(2)発達のアンバランスや遅れ、(3) (1)・(2)以外の学校不適応、(4)情緒・パーソナリティの不安定さ、(5)家族関係のトラブル、(6)職場不適応・適応障害、(7)抑うつ状態・気分障害、(8)強迫観念・強迫行動、(9)ストレス性の身体反応、(11)幻覚・妄想様の訴え、(12)トラウマ・悲嘆反応、(13)その他の13項目である（表2）。

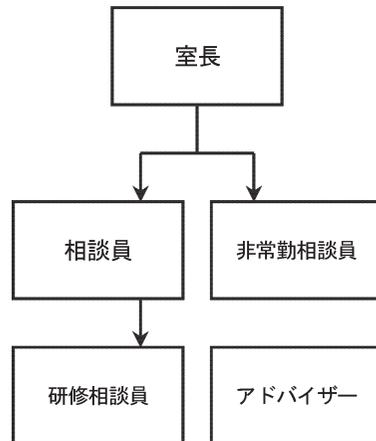


図4 就実大学心理教育相談室の組織

表1 平成24年度～平成27年度12月までの相談実績（27年度は12月まで）

年度	受理ケース数	継続ケース数	終結ケース数	延べ相談回数
24	9	6	3	67
25	9	8	7	93
26	7	14	7	57
27	7	14	0	86

表2 心理教育相談室主訴分類

主訴による分類	疾患・障害の診断名の例示
1 不登校・学校忌避	分離不安型・息切れ型・場面回避型・自己像脅威型・その他
2 発達のアンバランスや遅れ	育児不安・発達の凸凹・LD・ADHD等（不登校を除く）
3 上記以外の学校不適応	場面緘黙・いじめ・非行・友人葛藤・ハラスメントなど
4 情緒・パーソナリティの不安定さ	境界パーソナリティ障害・思春期危機・強い情緒不安定
5 家族関係のトラブル	夫婦関係・嫁姑関係・親子関係などの葛藤・トラブル
6 職場不適応・適応障害	教師等の職場不適応や適応障害関連
7 抑うつ状態・気分障害	ストレスや喪失に起因する抑うつ、気分障害（Ⅱ型を含む）
8 強迫観念・強迫行動	洗手強迫・不潔恐怖・確認強迫等
9 ストレス性の身体反応	過敏性腸炎などの心身症・心因性の体調不良や疼痛
10 幻覚・妄想様の訴え	一過性の精神病様エピソード・思春期妄想症
11 摂食の問題：拒食や過食等	摂食障害
12 トラウマ・悲嘆反応	犯罪被害者・死別反応・虐待関連
13 その他	

平成27年度における相談主訴は、（1）不登校・学校忌避を主訴とするケース3件、（2）発達のアンバランスや遅れを主訴とするケース6件、（4）情緒・パーソナリティの不安定さを主訴とするケース1件、（5）家族関係のトラブルを主訴とするケース2件、（7）抑うつ状態・気分障害を主訴とするケース1件、（9）ストレス性の身体反応を主訴とするケース1件であった。

3. 心理教育相談室の今後の課題

平成27年度から本学大学院教育学研究科教育臨床コースが設置され、心理教育相談室は、地域の心理相談のニーズに貢献するだけでなく、心理臨床の専門家の訓練、育成の場という新たな役割を担うこととなった。大学院生である研修相談員が、体系的にまた詳細に心理相談活動が可能となるよう、心理教育相談室のマニュアルを作成した。今後は、研修相談員の修練を円滑に進めるために、心理相談活動の実践を積み重ねさせ、その中で見出した課題についてスーパーバイズ、カンファレンスを通して検討できるよう、大学院の授業と協働し、実施していくことが必要である。

Ⅲ. 資料：心理教育相談室規程

就実大学心理教育相談室規程

制定 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

平成28年2月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、就実大学心理教育相談室（以下「相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談室は、心理臨床学に関する研究及び研究指導並びに臨床心理士の養成訓練及び研修を行い、併せて地域社会の心理臨床にかかわるサービス要請に資することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 適応上の困難を抱え、心理臨床学的援助を必要とする者並びにその関係者に対する専門的支援（幼児・児童・生徒・成人に対する心理相談、教育相談、療育相談、健康相談）に関する事。
- (2) 教員・保育者、その他学校教育・保育関係者等に対する幼児・児童・生徒の援助及び指導上の問題に関する研修（セミナー）並びにコンサルテーションに関する事。
- (3) 心理臨床学に関する実習及び研究指導に関する事。
- (4) 臨床心理士の養成訓練に関する事。
- (5) 心理臨床学の専門的援助にかかわる諸機関との連携に関する事。
- (6) 心理臨床学の実践・研究に関する機関誌の刊行及び広報活動に関する事。
- (7) その他、心理臨床相談（心理相談、教育相談、療育相談、健康相談を含む）に関する事。

(組織)

第4条 相談室に、前条の事業を行うため、次の職員等を置く。

- (1) 相談室長
- (2) 相談室員
- (3) 相談員
- (4) 研修員
- (5) その他の職員等

(相談室長)

第5条 相談室長は、相談室の業務を掌理する。

- 2 相談室長は、教育学部並びに教育学研究科の教授のうちから、教育学部教授会並びに教育学研究科の議を経て、学長が任命する。

3 相談室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(相談室員)

第6条 相談室員は、心理臨床学等の研究教育を行う教育学部並びに教育学研究科の専任の教育職員のうちから第12条に規定する運営委員会の推薦に基づき、教育学部教授会並びに教育学研究科委員会の議を経て、学部長が任命する。

(相談員及び研修員)

第7条 相談員及び研修員の選考方法及び任期については、別に定める。

(相談の種類)

第8条 第3条各号に掲げる業務を達成するために、次の相談を行う。

- (1) 受理面接
- (2) 継続面接
- (3) 並行面接
- (4) コンサルテーション
- (5) 心理検査

(相談の実施)

第9条 相談は、教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを行うことができる。

(相談の申込み)

第10条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書を相談室長に提出し、その承認を得なければならない。

(相談料金)

第11条 前条の承認を得た者は、相談の種類に応じ、別表に定める相談料を納付しなければならない。

2 既納の相談料は、返還しない。

(相談料金の免除)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、次条に規定する運営委員会において、適当と判断する場合は、相談料の納付を免除することができる。

(運営委員会)

第12条 相談室に、その円滑な運営を図るため、就実大学心理教育相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 教育学部並びに教育学研究科の教育職員（若干名）
- (3) 相談室長が必要と認める者
 - 2 運営委員会に委員長を置き、相談室長をもって充てる。
 - 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 運営委員会の審議事項、運営方法その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、運営委員会及び教育学部教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育学部教授会並びに教育学研究科委員会及び大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条、第12条第2号、第13条の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 第14条は、平成28年2月1日から施行する。

別表

就実大学心理教育相談室規程第11条に定める相談料は、以下のとおりとする。

	相 談 料	
相談の種類	単位	料 金
受理面接	1回	2,000円
継続面接	1回	1,000円
並行面接	1回	1,500円
コンサルテーション	1回	1,000円
心理検査	1回	1,000円

(注1) 1回50分以内とする。(受理面接を除く。)

(注2) 並行面接とは、親と子の面接を同時並行して実施する場合を指す。